

■ 新型インフルエンザ発生時保健福祉事務所・保健所で行うこと

		担当班	未発生期	海外発生期	国内発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
1	地方対策本部 事務局: 地方振興事務所 事務局補佐: 保健福祉事務所	総括担当・ 総務保健班		◎	◎			◎
2	地方対策本部現地個別対策班(現地感染制御班)事務局: 保健所 1) 現地感染制御班会議 2) 対策会議	総括担当・ 総務保健班	○	◎	◎			
3	県庁コールセンターへの人員派遣調整(依頼があった場合)	総括担当・ 総務保健班		◎	◎			
4	帰国者・接触者相談センターの設置	相談対応班		○	◎	◎		中止
5	疫学調査	疫学調査班			○	◎		中止
6	移送, 検体搬入等	患者移送班			○	◎		中止
7	医療機関・老人福祉施設・介護保険施設・保育施設・障害者施設への情報提供・相談対応	各担当班		◎	◎	◎	◎	◎
8	医療機関・老人福祉施設・介護保険施設・保育施設・障害者施設の稼働状況の把握	各担当班				◎	◎	
9	老人福祉施設・介護保険施設・障害者施設の生活維持に関する調整	各担当班					◎	
10	薬局からの相談対応	食品薬事班					◎	
11	各種サーベイランスの実施ととりまとめ	疾病対策班	○	◎	◎	◎	◎	◎

- ◎ 必ず開催
- 必要に応じて開催